

地方独立行政法人名張市立病院中期計画

前文

地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）は、今後の人口減少や少子高齢化による医療需要の質及び量の変化を見据え、地方独立行政法人の特長である柔軟性や迅速性を十分に活用し、地域で持続的かつ安定的に医療を提供できる経営基盤を確立するため、名張市が設立した一般地方独立行政法人である。

法人の目的は、名張市長から指示された中期目標に基づき、地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び名張市と連携して地域住民の健康の維持及び増進に寄与することであり、二次救急、小児救急等の政策的医療を確実に実施し、地域の医療提供体制において主体的な役割を果たしていくことが求められる。

これを踏まえ、第1期となる計画期間では、強固な組織体制の構築と喫緊の課題の解消に注力し、中期目標の達成に向けて取組を着実に前に進める必要があることから、法人の具体的な取組内容、目標指標、収支の見通し等を示す中期計画を、次のとおり定める。

第1 中期計画の期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6か月間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

1 地域に必要な二次医療提供体制の確保

(1) 二次救急及び小児救急医療体制の堅持

市内で唯一の二次救急医療機関として、地域住民が安心して生活するための基幹となる救急医療を提供するため、二次救急及び小児救急医療体制の体制を確保する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
二次救急医療体制の確保	引き続き、地域完結型の二次救急医療体制を確保するため、必要な人員確保等の体制整備を図り、伊賀地域二次救急輪番制を堅持する。
小児救急医療体制の確保	子育て世帯の住民が安心して生活できるよう、軽症患者を含む初期救急及び二次救急の小児患者が24時間365日受診できる小児救急医療体制を確保する。
救急部門の多職種連携	看護業務のタスクシフト・タスクシェアの観点から、救急部門に救急救命士を配置することで、救急医療に従事する職員の充実とスキルアップを図る。

救急医療、二次医療の啓発活動	二次救急医療機関としての役割を果たしていくため、地域医療機関や名張市消防本部と協力して、救急医療のかかり方に関する啓発活動を行う。
----------------	---

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
救急車受入件数（年）	2,671 件	2,750 件
救急応需率	95.0%	98.0%
救急救命士の配置数	1 人	3 人



（２）がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化

全国的に患者が多く死亡率が高い疾病であるがん、心疾患及び脳卒中の診療機能を強化し、引き続き、地域の医療提供体制の下で二次医療（セカンダリ・ケア）を提供できる体制を確保する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
心疾患診療の充実 効果額+35,000 千円	地域で最も充実した診療実績を有する循環器内科の下、心不全、虚血性心疾患、不整脈等の心疾患に対するカテーテル治療や心大血管リハビリテーションの充実を図る。
脳卒中診療の充実	急性期の脳梗塞に対し、超急性期脳卒中加算の対象となる rt-PA（アルテプラゼ）静注療法の実施体制を強化するほか、脳卒中に係る手術体制の充実を図る。
がん診療の充実 効果額+25,000 千円	がん患者の地域外流出が認められるため、がんの早期発見のための外来診療や二次検診の充実を図るとともに、大学病院等で手術を受けた患者が化学療法等を受けるための体制を整備する。また、緩和医療の充実や、患者や家族の交流の場である「がんサロン」等の患者支援を積極的に実施する。
伊賀地域基幹 3 病院の連携	地域完結型の医療提供体制の確立に向け、基幹 3 病院が持つそれぞれの専門性に応じた機能分担と連携体制を構築する。また、令和 6 年度に締結した上野総合市民病院との連携協定に基づき、それぞれの医療資源や専門性を活かした交流を通じて、医師の相互派遣や診療体制の強化、臨床研修の充実を図る。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
冠動脈 C T 検査	207 件	255 件
経皮的冠動脈形成術及びステント留置術	88 件	150 件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	148 件	180 件
超急性期脳卒中加算	12 件	24 件
手術室で実施した手術件数	1,085 件	1,320 件
（うち消化器センター手術数（緊急））	287 件（28 件）	330 件（40 件）
（うちがん手術件数）	49 件	80 件
消化器センター 外来化学療法件数（経口治療含む）	286 件	350 件
がん登録件数	285 件	360 件



（3）地域医療機関との役割分担と連携強化の推進

地域医療支援病院として地域全体の医療の質の向上を図るため、地域の医療機関をはじめとする関係機関との役割分担と連携体制を強化する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
紹介・逆紹介の推進	地域医療機関との役割分担を図るため、かかりつけ制度を推進するとともに、紹介患者の受け入れと逆紹介を拡充するための連携体制を構築する。また、開業医訪問や医師会への協力等を通じて、相互信頼の関係構築に努める。
病診連携の推進	高額な医療機器や充実した人員体制が必要となる検査や画像診断を提供するため、医療機器の紹介利用を推進する。また、地域の医療従事者を対象とした研修を開催し、地域の医療水準の向上に寄与する。
専門診療科の充実 効果額+29,000 千円	地域の医療需要に応えられる診療体制を整備する必要があることから、将来的に医療需要が高まると見込まれる呼吸器内科等の内科系診療科の充実を図る。
地域医療連携部門の強化	地域医療連携部門は、患者と病院、施設や行政機関等との橋渡し役となる重要な部門であるため、地域医療連携の担当理事を置き、入退院支援、病診連携、医療相談等の患者サポート業務を総合的に実施する地域医療連携部を設置して機能強化を図る。

検診等の充実 効果額＋ 4,000 千円	地域住民の疾病の早期発見と適切な治療につなげるため、病院の医療機器や人員体制を活用できる人間ドックやがん検診等の受入体制を強化する。
内視鏡検査及び治療の充実 効果額＋13,000 千円	症例数の多い大腸ポリープ等に係る粘膜切除術の受入患者数を増加するため、内視鏡による検査及び手術の実施体制を強化する。
小児科診療の充実	小児患者や保護者が安心して診療を受けられるよう、病棟保育士の活用を検討するなど、小児入院診療体制の強化を図る。また、虐待等の不適切な養育が疑われる小児患者を支援するため、養育支援チームを設置して、プロトコル整備や院内からの相談対応を行う。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
紹介率（件数）	68%（6,035 件）	76%（6,500 件）
逆紹介率（件数）	70%（5,554 件）	75%（6,000 件）
病診連携による医療機器の利用件数（C T ・ M R I ・ エコー等）	2,360 件	2,700 件
専門診療科の設置数	10 診療科	15 診療科
平均在院日数	13.2 日	12.5 日
内視鏡による検査の件数	1,367 件	1,800 件
内視鏡による治療の件数	336 件	400 件
（うち胆管膵管内視鏡（ERCP）の件数）	60 件	80 件
小児延べ入院患者数	1,052 人	1,460 人

(4) 高齢社会に対応した医療機能の充実

人口構造と疾病構造の変化により、高齢患者の特性に応じた診療体制の構築が求められるため、リハビリテーション等の在宅復帰機能や在宅医療の充実を図る。

また、高齢患者の増加に備えた病床機能を確保することが望ましいため、計画期間の稼働病床数と地域医療構想における地域全体の必要病床数を踏まえ、地域包括ケア病棟等の在宅復帰を支援する病床の充実を目指す。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
総合診療科の充実	高齢患者の増加に伴い、通常の診療と併せてフレイル対策、栄養管理、認知症ケア等の総合的な取組が重要となるため、予防医療や公衆衛生の視点を含め、患者の心身状態や生活状況に応じたケアプランを提供する総合診療科の体制充実を図る。
在宅復帰機能の強化	急性期病床からの在宅復帰機能を強化するため、介護サービス事業所や訪問看護ステーションとの連携、訪問診療の実施等により積極的に取り組む。
整形外科の充実 効果額+8,000 千円	高齢化により骨折等の疾患が増加するため、大腿骨近位部骨折の症例数増加を図るとともに、運動器リハビリテーションの充実を図る。
眼科の充実 効果額+6,000 千円	高齢者に多い疾患である白内障や加齢黄斑変性の治療のため、白内障手術（水晶体再建術）や硝子体注射の実施体制を充実する。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
在宅復帰率（急性期）	95%	95%
訪問診療件数	47 人	120 人
介護連携指導料算定件数	192 件	300 件
リハビリテーション実施単位数	38,536 単位	42,000 単位
大腿骨近位部の骨折治療手術	104 件	120 件
水晶体再建術	197 件	240 件

(5) 災害時や新興感染症流行時に備えた体制の確保

災害や新興感染症発生時の医療提供は、あらゆるケースを想定した体制確保を図る必要があるため、平時からの体制整備と十分な訓練を行う。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
災害時のDMA T体制整備	大規模災害発生時の出動要請に速やかに応じられるよう、定期的な訓練や受援体制の計画等について主体的な役割を果たす災害派遣医療チーム（DMA T）を組織する。
新興感染症発生に備えた対応	新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新興感染症発生時に必要な医療提供体制を確保できるよう、認定看護師の育成や感染防護具の備蓄等、平時から準備に取り組む。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績		令和 10 年度目標
DMA T 訓練実績	年 2 回		年 2 回
日本DMA T隊員の資格者数	8 人		12 人
感染症対応訓練実績	年 1 回		年 1 回

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保と専門性の向上

患者に良質な医療を提供するため、優秀な医療従事者の確保に向けた処遇改善と教育研修の取組を実施する。特に看護師については、働きやすい職場環境の整備とキャリアアップ支援に取り組み、働く看護師それぞれが思い描く「なりたい看護師」を目指せる組織を構築します。

また、中期目標で掲げる持続可能な医療提供体制を支える強固な経営基盤の確立に向けて、収益への影響が大きい病床稼働率の改善が必要となるため、採用強化と勤務環境の改善により看護師を確保することで、看護師不足による病床制限を段階的に解除することを目指す。

そのため、本計画では、看護師の採用強化と離職対策を最優先に取り組むべき課題とし、令和10年度に病床稼働率70%を達成するための必要数を目標として取組を進める。なお、離職対策のための勤務環境改善の取組は、P18「働きやすい就労環境の整備」に記述している。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
教育研修センターの設置	職員の教育研修の充実を図るため、地域医療支援病院の役割である地域医療教育研修センターの業務に加え、臨床研修プログラムの管理、職員の研修計画等を総合的に担う部門として、「教育研修センター」を設置する。
チーム医療の充実	チーム医療を推進し、医療サービスの質の向上を図るため、栄養サポートチーム、呼吸ケアチーム等の医療チーム活動に係る横断的業務を担う職員を養成する。
医療従事者の専門性の向上	外部研修の受講や認定看護師等の専門資格の取得を支援するため、教育研修センターが司令塔となり研修計画を策定するとともに、費用助成の仕組みを制度化する。
看護師等の確保対策	看護師確保のため、職員がその人脈を介して看護師の採用活動に従事するリファラル採用や、過去に当院で勤務していた看護師の再雇用を促進するための制度を設ける等、法人独自の新たな確保対策を実施する。
薬剤師の確保対策	病棟看護師の負担軽減につながる病棟薬剤業務の実施に向けて、薬剤師の採用を促進するため初任給を引き上げる。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
常勤医師数	34 人	35 人
非常勤医師数	18 人	20 人
看護師数	141.9 人	164.0 人
看護要員数（看護補助者を含む）	170.5 人	193.0 人



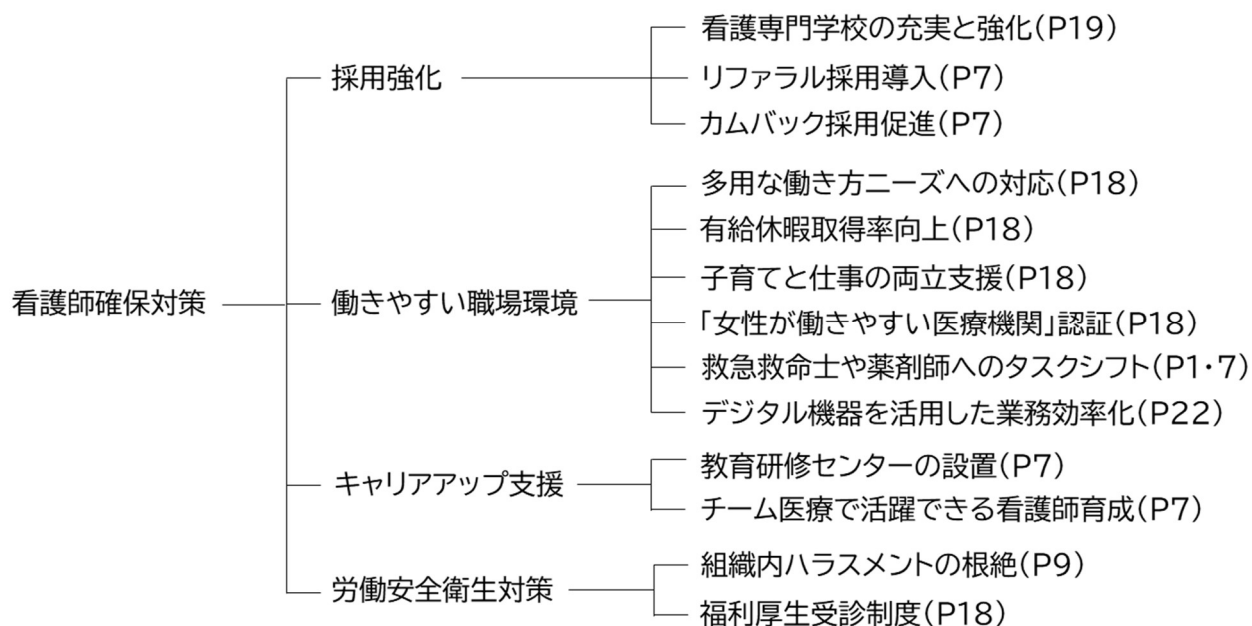
【期間中の看護師数と病床稼働率の目標】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	将来目標
看護師数	147.0 人	152.0 人	158.0 人	164.0 人	180.0 人
病床稼働率	59.0%	62.0%	66.0%	70.0%	80.0%

※看護師数は、フルタイムで勤務する常勤職員に換算した人数

※各年度 3 月末日時点の数値（同日付の退職は含まない）

【看護師確保の体系図】



(2) 医療機器等のインフラ整備

医療機器等の整備は、医療の質の確保と医師の充足のために必要不可欠であるが、収入と費用の両方で多大な影響を与えるため、費用対効果を検証して計画的な整備を図る。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
費用対効果の検証	新たに医療機器等を購入する場合は、購入及び保守に係る期間費用と期間収益（医業収入増、業務効率化による経費節減等）を比較検討し効果額を見込んだ上で、病院に求められる医療の質と法人の財政状況を勘案して実施する。
高額医療機器の計画的整備	5,000万円以上の高額な医療機器等の購入は、費用対効果の検証を行うことに加え、緊急かつやむを得ない事情があると理事長が認める場合を除き、中期計画の予算の範囲内で計画的に整備する。

(3) 医療安全管理対策の徹底

患者が安心して良質な医療を受けられるよう、医療安全及び院内感染管理部門の役割を明確にし、職員全員を対象とした院内研修を通じて、知識の向上と適切な管理体制の構築を図る。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
医療安全管理対策の実施	院内で発生したインシデントを報告する組織風土を醸成するとともに、医療安全管理部門において情報収集・分析を行い、再発防止策を検討する。
院内感染管理対策の実施	院内に感染制御チームを配置し、院内サーベイランス等を通じ院内感染の防止に努めるとともに、地域の医療機関などの感染に関する情報共有等を行い、感染源や感染経路等に応じた適切な院内感染予防対策を実施する。
患者等のハラスメント対策	職員の勤務環境を改善する観点から、患者や家族からの職員への暴言、暴力及びハラスメントに係る対策が重要であるため、対処方針について院内掲示やホームページにより周知を図る。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者が納得して医療を受けられるよう、双方向の信頼関係構築が重要であることから、クリニカルパスを活用した医療の標準化や患者満足度にかかるベンチマーク分析の手法を用いて、患者サービスを含めた医療水準の向上に努める。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
患者相談体制の充実	インフォームド・コンセントの考え方を踏まえ、患者が納得して治療を受けられるよう、患者や家族に対して丁寧に説明するよう努めるとともに、より気軽に相談できる患者サポート体制の周知を図る。
セカンドオピニオンの推進	セカンドオピニオンを希望する患者に適切な案内ができるよう、制度に関するリーフレットを整備し、啓発活動を行う。
クリニカルパスの充実	クリニカルパスを活用できる症例を拡大し、医療の標準化を図る。
医療の質の可視化	複数の病院が参加する医療の質の評価・公表事業に参加し、病院の機能を分析して可視化することで、更なる医療の質の改善につなげる。また、第2期の計画期間に公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審できるよう、必要な体制整備を進める。

【目標指標】

指標	令和6年度実績	令和10年度目標
クリニカルパスの数（適用件数）	31 個（841 件）	60 個（1,500 件）



(2) 患者の利便性の向上

患者が受診する際のストレスを軽減するため、外来待ち時間の短縮、デジタル技術を活用した手続きの負担軽減、患者に寄り添う病院ボランティアの活用等に取り組み、利便性の向上を図る。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
外来待ち時間の短縮	外来患者の利便性向上のため、来院から帰宅までの業務や手続（受付、問診、検査、診察、処方、支払等）の改善を図り、患者の待ち時間を短縮する。
マイナ保険証の普及啓発	従来の健康保険証の有効期限を迎えるため、マイナ保険証の利用者数の増加が見込まれることから、オンライン資格確認及び電子処方箋の利用促進と患者の利便性向上を図る。
患者に寄り添う病院ボランティアの受入れ	患者が安心して病院で過ごせるよう、車いす介助、外国語通訳、楽器演奏、図書貸出等の病院ボランティアを募集し、病院全体で活動をサポートする。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
外来患者の平均滞在時間	1 時間 38 分	1 時間 20 分
マイナ保険証利用率	33%	70%



(3) 院内環境の整備

患者のプライバシーが保たれた快適な療養環境を整えるため、緊急性や使用年数に応じて優先順位を付けて、施設改修及び設備更新を実施する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
患者プライバシーの配慮	病室や診察室、待合等において、患者のプライバシーが確保できる院内環境を整備する。
施設設備投資計画の策定	計画期間中に病院が築 30 年目を迎えることから、施設・設備の老朽化による修繕等が増加することが見込まれるため、施設設備投資計画の下で計画的に実施する。

(4) 職員の接遇向上

職員全員が医療サービスの提供者としての意識を持ち、患者に寄り添い信頼を得るため、指針となる職場理念を定め行動することで、接遇の向上に努める。また、定期的に患者満足度調査を実施し取組の効果を検証し対策を行う。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
職員基本方針と職場理念の策定	計画期間の職員に関する基本的事項をまとめた職員基本方針を策定し、全職員に周知する。また、「市民に親しまれ信頼される病院を目指す」病院理念の実現に向けて、職員が目指すべき職場理念を定め、携帯できる「クレドカード」を配布する。
患者目線の環境改善	毎年実施する患者満足度調査で挙げた意見や「病院ご意見箱」の意見を分析し、患者が利用しやすい施設及び設備の充実を図る。
職員の接遇力向上	患者満足度調査の分析により、職員接遇における改善点の周知徹底と職員全員を対象とした接遇研修を毎年実施することで、接遇力の向上とスキルアップを図る。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
外来患者満足度	68.0%	80.0%
入院患者満足度	81.3%	90.0%



（５）市民に対する積極的な情報発信

積極的な情報発信は、市民の医療アクセスへの利便性を高めるとともに、経営においても重要な戦略となることから、多様なＰＲの手法を実践し「名張市立病院ブランド」の創造を目指す。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
名張市立病院ブランドの創造	改めて名張市立病院の役割と特色、医療機能の強みに焦点を絞ったブランド戦略の策定と、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行う。
広報紙の発行	年４回程度、診療予定表や行事のお知らせ等を掲載した広報紙を発行し、患者や各種施設、医療機関等へ配布する。
市民公開講座等の実施	医師派遣元の大学や行政機関と連携し、市民公開講座や医療従事者の出張講座を定期的を開催するほか、ジュニアメディカルラリー等のイベントを通じて、地域全体の医療分野に対する関心の増進に努める。

【目標指標】

指標	令和６年度実績		令和１０年度目標
病院広報紙の発行回数	—		年４回
市民公開講座の開催件数	年１回		年１回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地方独立行政法人の内部統制

(1) 組織と運営管理体制の確立

地方独立行政法人の特長は、中期計画及び年度計画に基づく業務実施と評価により継続的に業務改善を図り、組織の自主性と迅速性を発揮することにあることから、経営責任を負う理事会の指示系統を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行える組織体制を構築する。また、監事監査や内部統制室による内部監査を実施する組織体制を構築する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
理事会を中心とした経営体制	法人の意思決定機関である理事会において、理事長及び理事が経営に責任を持ち、各部門のミッション達成に向けた取組の推進を図る。
会計監査と業務監査の実施	関係法令の規定に基づき、法人の会計及び業務の適正性を確認するため、監事が中心となって会計監査及び業務監査を実施し、理事長に報告する。
内部統制室の設置	監事による監査のほか、法人組織や部門に対する内部監査を実施するため、理事会の下に内部統制室を設置する。
内部通報、外部通報制度の整備	法人内のコンプライアンス違反や不正行為等の早期発見のため、職員からの通報窓口を法人の内部及び外部に設置する。

(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底

個人情報を含む医療情報の安全管理対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修等を通じた職員教育を行う。また、全国的に医療機関を対象としたサイバー攻撃による被害が報告されているため、未然防止に向けた必要な対策を講じる。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
医療機関を標的としたサイバー攻撃への対策	医療機関がサイバー攻撃を受けた場合、医療提供体制に甚大な影響を与える場合があるため、ネットワーク環境の強靱化や物理的安全措置、実際の攻撃を想定した訓練等の必要な対策を講じるとともに、事業継続計画（BCP）を定める。
情報セキュリティポリシーの策定	サイバー攻撃対策を含め、医療情報の取扱いに係る責任と権限の明確化や職員教育等が重要であるため、法人の情報セキュリティポリシーを策定し周知を図る。

(3) コンプライアンスの徹底

組織のコンプライアンスの確保のため、全ての役員及び職員が遵守すべき事項を就業規則等の規定で明記する。また、職場のハラスメント根絶に向けて、報告及び調査を実施する委員会を設置するとともに、職員への研修実施や相談体制の構築に取り組む。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
コンプライアンスの確保	患者や市民からの信頼を得られるよう、役員及び職員は、法令及びガイドラインを遵守して職務を遂行し、信用失墜行為の禁止や倫理の保持について就業規則で定める。
ハラスメント委員会の設置	組織内のハラスメントの根絶に向けて、強力かつ実効性の高い対策が必要となるため、新たに組織するハラスメント委員会が中心となって、職場環境の整備、研修の実施、事案調査等を実施する体制を構築する。
ハラスメント相談窓口の設置	ハラスメントの報告に対する職員の心情に配慮し、早期発見と是正措置につなげるため、組織内及び組織外に相談窓口を設置し、理事長への直接相談の機会を設ける等、複数の相談体制を構築して周知する。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

組織全体で業務改善に取り組む風土を醸成する必要があるため、職員のアイデアを評価して実行する体制を制度化する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
若手職員からの提案の仕組み	職員有志により実施されている「未来会議」や、職員労働組合をはじめとする職員組織等からの意見、提案、要望等を法人の経営に生かせるよう、理事会や経営陣が提案を受ける機会を定期的に設ける。
職員表彰制度の導入	法人の経営に特に貢献したと認める職員については、審査の透明性を確保した上で表彰し、人事評価や処遇等に反映する仕組みを導入する。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

法人への移行を契機として、既存の部門も含め組織の見直しを行い、より効率的に業務を遂行できる組織体制を構築する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
職員基本方針と職場理念の策定（再掲）	計画期間の職員に関する基本的事項をまとめた職員基本方針を策定し、全職員に周知する。また、「市民に親しまれ信頼される病院を目指す」病院理念の実現に向けて、職員が目指すべき職場理念を定め、携帯できる「クレドカード」を配布する。（再掲）
コメディカル部門の再編	薬剤科や臨床検査科等のコメディカル部門は、診療部から独立した医療技術部として再編し、理事会及び院長からの指示系統を明確にする。
透析室のセンター化	人工透析に関する業務については、医師の指導管理の下、看護師と臨床工学技士が中心となって運営する「透析センター」による体制に再編する。

(2) 事務部門の強化

理事会が経営に関し迅速に意思決定できるよう、適切に経営を分析し報告できる体制を構築する必要があることから、事務部門の体制強化を図る。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
経営企画課の設置	法人化で新たに生じる理事会に関する業務や企画全般を担う経営企画課を設置し、事務部門を総務課及び医事課と含めた3課体制に再編する。
経営分析機能の強化	理事会が定める経営目標の達成に向けて、医療機関の経営分析と評価を行う機能を強化し、法人全体で経営マインドの醸成を図る。

(3) 人事評価制度の構築

地方独立行政法人の柔軟性を生かし、公平性と透明性を確保しつつ、職員がやりがいを持って従事できるよう、新たな人事評価制度と処遇に反映する仕組みを構築する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
法人独自の人事評価制度	職員の人事評価は、期待される人材像としての「行動評価」と、業務目標の達成状況に基づく「業績評価」を原則とし、多職種の職員を適切に評価するため、それぞれの職種及び役職に応じた評価指標を定める。 また、高い評価を得た優秀な職員に対しては、理事長による表彰や勤勉手当への反映等、職員のやりがいを高める制度設計を行う。
主任チャレンジ制の導入	能力と意欲のある若手職員を抜擢し、経営意識の醸成と職場の活性化を目的として、本人及び所属長の推薦の下、一定の基準を満たした職員が早期に主任へ昇格できる制度を導入する。
昇任採用選考委員会の設置	職員の採用や昇任等について、透明性の高い選考を行うため、多職種で構成する「昇任採用選考委員会」を理事会の下に設置する。
業績連動手当の検討開始	地方独立行政法人の特長である柔軟な制度設計を生かして、法人の業績に連動して収益を職員に還元する仕組みを検討し、第2期となる中期計画期間からの運用開始を目指す。

(4) 働きやすい就労環境の整備

良質な医療サービスの提供に向けて、職員が働きやすい就労環境の整備は必要不可欠であるため、就労に係る規程の整備や福利厚生の充実による制度面の見直しと、業務効率化による運用面の見直しの両面で改善を図る。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
多様な働き方ニーズへの対応	主に看護師の仕事と家庭の両立を推進するため、夜勤のない日勤専従職員や、日勤のない夜勤専従職員を制度化する。このほか、働き方ニーズに応じて柔軟に対応できるよう、早出・遅出出勤の活用促進や、兼業の許可等を制度化する。
有給休暇取得率向上	有給休暇を取得しやすい職場環境を整備するため、連日取得の推進、部門ごとのスケジュール管理、取得推進月間を設ける。
職員やりがい度調査の実施	職員の職場に対する意見や満足度を定量的に把握するため、毎年度、病院機能評価事業に準じた方法で、職員やりがい度調査を実施する。
職員の福利厚生受診・相談	職員の福利厚生充実の一環として、職場内における体調不良や軽微な負傷が生じた際に、病院の施設を用いて受診できる仕組みを導入するほか、精神的なケアを含め、速やかに産業医へ相談できる体制を整備する。
子育てと仕事の両立支援	子育てをしながら勤務する看護師の負担軽減のため、院内託児所の利用料を無償化するほか、病院内で病児・病後児保育を行う仕組みを検討する。
「女性が働きやすい医療機関」の認証	女性が働きやすい職場環境の整備を目指して、三重県の「女性が働きやすい医療機関」の認証を受けるため、職場環境、人事管理、保育・介護支援及びサポート体制の充実を図る。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
職員やりがい度	—	同規模病院の平均
有給休暇取得率（平均） （年間付与日数 20 日に対する割合）	49. 5%	60. 0%



(5) 予算の弾力化

地方独立行政法人は、中期目標期間において予算、収支計画及び資金計画を策定するため、期間内において弾力的な予算運用が可能であり、経理や契約についても、法令に従って独自の規程を定めることが可能となることから、運用面の効率化が図られるよう制度設計を行う。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
経理や契約ルール効率化	地方独立行政法人では柔軟な制度設計が可能となるため、公平性と透明性を担保しつつ、事務負担の軽減と効率化を図る。

(6) 名張市立看護専門学校の充実と強化

名張市立看護専門学校は、地域の医療従事者を養成するという目的の下で開設した学校であり、引き続きその役割を果たす必要があるため、学生数の確保を図り、病院との連携により教育を充実し、地域で求められる優秀な看護師を養成する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
学生の確保	定員 20 名の入学生を確保するため、定期的に近隣の高校へ訪問して高校生に看護師の魅力をアピールする。また、市の修学資金貸与制度の活用促進を図り、学生の経済的負担を軽減する取組を継続する。
市立病院との連携	市立病院との連携を深め、病院職員の実習や講義への協力、OB・OG職員との交流等、隣接する立地条件を最大限に活かした学生支援に取り組み、市立病院への就職を希望する看護師の増加に努める。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
新年度入学生見込み数	16 人	20 人
名張市立病院への就職者数	9 人	18 人



第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 収支の改善

法人の財務の健全化を図り、持続可能な経営を行っていくため、計画の最終年度である令和10年度までに経常収支比率及び修正医業収支比率の改善を図る必要がある。このため、中期計画の各項目について組織全体で共有し職員の「経営マインド」を高める。

より長期的な持続可能な経営を志向するため、第1期では人員確保や職場環境の改善等による組織の基盤づくりを最優先に取り組み、より良い経営状態で次期中期計画に引き継ぐことが重要である。

【目標指標】

指標	令和6年度実績	令和10年度目標
取組効果額の合計 (病床稼働率の改善は含まない)	—	+200,000 千円
経常収支比率 (持続可能目標 100.0%超)	86.2%	99.4%
修正医業収支比率 (持続可能目標 90.0%超)	78.0%	89.9%

(1) 収入の確保

医療機関における収入の中核となる医業収入を確保するため、入院及び外来診療単価並びに病床稼働率の向上に向けた取組を推進する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
ハイケアユニット病床の導入 効果額+58,000 千円	特に医療資源投入量が多い高度急性期患者の診療機能を強化するため、急性期病床の一部をハイケアユニット（HCU）病床に転換する。病床転換は看護師の充足状況に応じて行い、期間中に4床の確保を目指す。
収益性の高い施設基準	限られた職員数で最大限の収益を得るため、診療報酬改定の際は、より効果的な施設基準の届出を目指して、院内の体制を柔軟に見直す。
DPC機能評価係数の向上 効果額+10,000 千円	診断群分類別包括評価（DPC）について、平均在院日数の短縮による効率化や、災害医療、感染症医療等の病院機能の維持向上に努め、機能評価係数の向上に努める。

査定返戻チェックの徹底	レセプトの査定や返戻による減収を抑制するため、医事課のチェック機能を充実するとともに、請求業務に当たる職員のスキルアップを図る。
未収金対策	未収金対策については、請求前に概算を示して支払の相談に応じる等、困難事例の予防に努め、悪質なケースに対しては、裁判所への支払督促の申立てや強制執行等の法的措置を講じる。

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績	令和 10 年度目標
入院収益	2,976 百万円	3,446 百万円
病床稼働率	67.0%	70.0%
入院診療単価	60,846 円	67,448 円
外来収益	1,038 百万円	1,250 百万円
1 日平均外来患者数	276 人	311 人
外来診療単価	15,466 円	16,559 円
レセプト返戻率（査定率）	0.5%（0.37%）	0.4%（0.20%）

（2）費用の節減

費用の節減は、収入の確保と並び、収支改善に向けた重要なアプローチであることから、病院で購入する診療材料及び薬品について、他病院とのベンチマークを通じた価格交渉や、費用対効果の検証、在庫管理の効率化により支出の適正化を図る。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
支出管理の徹底 効果額+12,000 千円	診療材料費や薬品費の適正化を図るため、診療報酬の償還価格と納入価格の対比分析を行う。また、材料費等が包括される入院料を算定する病棟においては、使用する診療材料や薬品の種類を定期的に検証するほか、後発医薬品の使用を促進する。
物流管理、在庫管理の改善	診療材料や薬品の物流管理について、請求及び払出事務の簡素化を図るため、請求伝票のシステム化を検討する。また、過剰在庫を防止するため、各部門の定数管理を使用実績に基づいて見直す等、在庫管理を徹底する。

デジタル機器を活用した業務効率化	職員の働き方改革と時間外勤務の抑制のため、スマートフォンやR P A等のデジタル機器や電子情報の活用により、職員の負担軽減や会議の時間短縮等を行い業務の効率化を図る。
------------------	---

【目標指標】

指標	令和 6 年度実績		令和 10 年度目標
医業収益対給与費比率	72.6%		60.8%
医業収益対材料費・薬品費比率	22.6%		22.0%

(3) 運営費負担金

設立団体である市が負担する運営費負担金は、市が医療提供体制を確保するために、法人が実施する救急医療や小児医療等の政策医療の経費の一部を負担するものであり、公共サービスの受益者である市民が負担した市税等の一般財源が含まれる。

そのため、切れ目のない政策医療の提供を通じて市民に還元する必要があることを認識し、市との取り決めにより定める運営費負担金基準に基づき、適切な額を中期計画等に計上する。

また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のためのものとする。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
自律的かつ計画的な経営推進	本計画に計上した運営費負担金に基づいて政策医療を確実に実施し、計画的に法人を経営する。また、収益性の高い診療の充実等により、段階的に経常収支に占める運営費負担金の割合を低減することを目指す。

第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためにとるべき措置

1 地域の医療水準向上への貢献

(1) 地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催

地域の中核病院として、地域の医療従事者を対象とした講演会や研修を定期的を実施し、地域全体の医療の水準向上に資する取組を実施する。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
病診連携の推進（再掲）	高額な医療機器や充実した人員体制が必要となる検査や画像診断を提供するため、医療機器の紹介利用を推進する。また、地域の医療従事者を対象とした研修を開催し、地域の医療水準の向上に寄与する。

(2) 地域で活躍できる医療従事者の養成

大学等の研修医及び実習生の教育研修に積極的に協力し、地域の医療ニーズや求められる医療従事者としての実践教育を通じて、将来的に地域で活躍できる医療従事者の養成に努める。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
基幹型臨床研修病院の指定	研修医受入れの充実と教育体制の強化を図り、厚生労働省が定める基準を満たし基幹型臨床研修病院の指定を受けることを目指す。
教育研修センターの設置（再掲）	地域医療支援病院の役割である地域医療教育研修センターの業務に加え、臨床研修プログラムの管理、職員の研修計画等を総合的に担う部門として、「教育研修センター」を設置し、職員の教育研修の充実を図る。

【目標指標】

指標	令和6年度実績		令和10年度目標
研修医の人数	2人		4人
実習生の受入者数（医学生）	年9人		年12人
実習生の受入者数（その他）	年13人		年17人

2 市及び県の施策への協力

(1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続

設立団体である市と法人は、地域で持続可能な医療提供体制を確保するという共通の目的を有することから、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実や周産期医療提供体制の充実に向けて、引き続き協力して取り組む。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
名張市の地域包括ケアシステムへの協力	「なばり新時代戦略」に基づく全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実のため、公立病院としての医療提供体制を持続可能なものとし、市の医療施策へ引き続き協力する。
周産期医療施策への協力	市内の周産期医療提供体制の充実に向けて、名張市立病院が取り得る施策を検討するとともに、市や医師会等と協力して病院の役割を検討する。

(2) 広域的な地域医療体制の確保

二次医療圏及び地域医療構想区域の医療提供体制の確保について、法人が取組主体の一角であることを十分に認識し、より中長期的な医療ニーズを見据えた体制構築や県の施策への協力を続けていく。

【期間中の取組と計画】

取組	実施計画
医療計画及び地域医療構想への協力	中勢伊賀医療圏及び伊賀区域の医療提供体制に名張市立病院が果たす役割を認識し、第8次医療計画に基づく施策に協力する。また、次期地域医療構想における必要病床数等の動向も踏まえながら、中長期的な観点で地域の医療ニーズに応えられる診療体制を構築する。
地域医療連携推進法人の活用	地域における機能分化と連携体制の構築を図るため、地域医療連携推進法人の活用方法と効果を分析し、認定を受けることを目指して、関係医療機関との連携体制を強化する。

第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和7年度から令和10年度まで)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	18,278
医業収益	15,353
運営費負担金	2,792
補助金等収益	44
看護学校収益	88
営業外収益	903
運営費負担金	27
短期借入金	746
その他営業外収益	129
資本収入	2,481
運営費負担金	535
長期借入金	1,946
計	21,661
支出	
営業費用	18,047
医業費用	16,494
給与費	9,752
材料費	3,741
経費	2,953
研究研修費	49
看護学校事業費用	383
一般管理費	1,170
営業外費用	1,310
短期借入金償還金	746
その他営業外費用	564
資本支出	2,360
建設改良費	1,401
移行前地方債償還金	827
長期借入金償還金	132
計	21,717

(注1) 金額は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価変動は考慮していない。

2 収支計画(令和 7 年度から令和 10 年度まで)

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	
営業収益	18,899
医業収益	15,353
運営費負担金収益	3,327
補助金等収益	44
看護学校収益	88
資産見返運営費負担金戻入	1
資産見返補助金等戻入	86
営業外収益	157
運営費負担金収益	27
その他営業外収益	129
臨時利益	0
計	19,056
支出の部	
営業費用	19,570
医業費用	17,947
給与費	10,093
材料費	3,741
経費	2,959
減価償却費	1,106
研究研修費	49
看護学校費用	452
一般管理費	1,170
営業外費用	564
臨時損失	110
計	20,243
純利益	▲1,187

(注 1) 金額は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注 2) 期間中の給与改定及び物価変動は考慮していない。

3 資金計画(令和 7 年度から令和 10 年度まで)

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	18,969
診療業務による収入	15,353
運営費負担金による収入	3,354
補助金等による収入	44
その他の業務活動による収入	218
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
財務活動による収入	2,692
短期借入金による収入	746
長期借入れによる収入	1,946
名張市からの繰越金	84
資金支出	
業務活動による支出	18,611
給与費支出	10,582
材料費支出	3,741
その他の業務活動による支出	4,288
投資活動による支出	1,401
有形固定資産の取得による支出	1,401
財務活動による支出	1,705
短期借入金の返済による支出	746
長期借入金の返済による支出	132
移行前地方債償還債務の償還による支出	827
次期中期目標期間への繰越金	28

(注 1) 金額は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注 2) 期間中の給与改定及び物価変動は考慮していない。

第 7 短期借入金の限度額

1 限度額 2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第 8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余が生じた場合は、施設の整備、医療機器等の購入、職員の処遇改善等に充てる。

第 11 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

病院及び看護専門学校の使用料及び手数料は、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）その他の法令等に基づき算定した額
- (2) (1) に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

第 12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	1,401 百万円	長期借入金、自己資金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

内容	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	827 百万円	257 百万円	1,084 百万円
長期借入金償還債務	132 百万円	1,814 百万円	1,946 百万円

3 積立金の処分に関する計画

なし